

Q 男性が育休取得 理解進まず

妻が10月に出産する予定で、育児休業の取得を考えています。勤務する会社では男性の育休取得実績が少なく、「男が育休なんて」と上司から言われるなど職場の理解も進んでいません。無事に育休が取れるのか不安ですし、取得できたとしても、今後仕事で不利にならないか心配です。

**法律
相談室**

拒否や不利な扱い禁止

法律上の条件を満たす労働者から育児休業取得の申し出があった時、会社はその申し出を拒むことはできません。拒否すれば、社名を公表されることや、罰金を科されることもありま

ある上司の発言はこれに当たる可能性があります。会社は、このようなハラスメントが社内で起こらないよう、防止措置を講じる義務も負っています。

会社から育休取得を拒否されたり、育休取得を理由に不利な取り扱いを受けたりした場合は、労働基準監督署や、労働局の「雇用環境・均等室」に相談してみてください。社内の窓口にも相談しても解決しない場合も同様です。これらの公的機関から会社に対し、指導や勧告をしてもらうことができます。

それでも問題が解決しない場合には弁護士にご相談

ください。千葉県弁護士会では労働専門相談（043・306・2809 平日午前10時～午後4時 ※午前11時半～午後1時を除く）も受け付けています。労働問題に詳しい弁護士の助言を受けることができます。

10月に施行される改正育児・介護休業法では、「産後パパ育休」が新設されます。従来の育児休業とは別に、子の出生から8週間以内に最大4週間の休業を取得できることとなります。これを機に、男性も積極的に育児に参加するようにしましょう。

（回答）有馬ゆきみ弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。